

生徒心得

生徒は、本校の教育方針のもとに校則を守り、学業に専念するとともに、健康を増進し、心豊かな人間性を養うよう努力しなければならない。

学校は集団生活の場である。規律正しく、互いに協力し合うとともに、望ましい基本的生活習慣を身につけ、自主性・自発性に富んだ有意義な高校生活とし、明朗な校風の樹立に努めなければならない。

1 対人関係について

お互いの人権や人格を尊重し、礼儀正しく節度のある態度で人に接すること。

- (1) 暴力の行使は絶対にしてはならない。言葉による暴力もこれを許容しない。
- (2) 言葉、態度、服装は、他人に不快感を与えないように努めること。
- (3) 信頼される交友関係を結ぶため、互いに明るさと誠実さをもって接するよう努めること。
- (4) 教職員に対して常に礼儀正しく接し、言葉遣い、態度などには十分に注意を払うこと。外来者に対しても同様に礼儀正しく対応すること。

2 学校からの外出について

- (1) 登校後、放課あるいは下校の指示があるまでは、学校からの外出は原則として認められない。
- (2) 昼食については、家から持ってくることを基本とし、昼食を買うための外出は認めない。
- (3) やむを得ず外出しなければならない場合は、外出届に担任の許可印を得て、常に提示できるようにして外出すること。

3 校舎、施設、設備等の使用について

学習に好ましい環境をつくるため、常に美化、整頓に努め、公共物を大切にすること。

- (1) ホームルームの各自の机、椅子は3年間、また後輩達が長年にわたって使用するものである。勝手に移動したり、乱暴に取扱ったりしないこと。落書き、彫刻等は厳禁する。
- (2) 清掃は、各割当区域を担当の先生の指示に従い、責任をもって行うこと。なお、ゴミは極力ださないように工夫し、また、分別を徹底すること。
- (3) 最後に教室を出る者は、カーテンを開け、教室や廊下の戸締まり及び消灯を確認すること。
- (4) 非常階段は、非常の場合以外は使用しないこと。また、許可なく屋上に上がらないこと。
- (5) 校内で許可なく火気、爆発物、その他危険な物を所持したり、使用したりしないこと。
- (6) 学校の施設・設備等を特別に使用する場合は、担任又は顧問を通じて必ず所管担当の先生の承認を得ること。
- (7) 過失等で校舎、施設、備品等公共物を破損した場合は、直ちに担任又は顧問を通じて生徒指導部に届け出ること。この場合、原則として弁償することとする。
- (8) 二足制を原則とする。下足のまま校舎に入らないこと。

4 服装、履物、所持品等について

服装はその人柄を表すという。身のまわりは常にきちんと清潔さを保つように心掛けること。

- (1) 服装、履物は、別に定める「服装についての規則」に従うこと。
- (2) 生徒証は常に所持し、いつでも提示及び使用できるようにしておくこと。
- (3) 教科書等全ての所持品には必ず氏名を明記し、紛失しないよう各自心掛けること。なお、華美・高価な物品、学習に不必要な物や妨げとなる物は、学校内に持ち込まないこと。
- (4) 体育の授業、部活動等で貴重品を身辺から離さなければならない場合は、担当の先生等に預けるか、体育館入口に設置されている貴重品ロッカーを使用すること。ホームルーム教室等に放置してはいけない。
- (5) 納入すべき金銭を持参した場合は、登校後できるだけ早く納入し、納入が遅れた場合は担任に預けておくこと。体育・理科実験等で特別教室へ行く場合、貴重品は絶対ホームルーム教室に放置してはいけない。
- (6) 校内において金銭、物品等を紛失あるいは拾得した場合は、直ちに担任あるいは顧問に報告するとともに、生徒指導部に届け出ること。

5 校外生活等について

自ら進んで規律正しい生活習慣を身につけ、自覚ある行動を心掛けること。

- (1) 旅行する場合は、学割交付願（旅行届）に関する規則を守ること。
- (2) 学校内外を問わずホームルーム、部等で行事を計画する場合は、担任又は顧問の承認を得て生徒指導部の許可を受けること。
- (3) 飲酒、喫煙、薬物使用は学校内外を問わず厳禁する。

6 その他

- (1) 学校への納付金は期日を遅れないよう納付すること。もし遅れた場合は必ず担任に連絡すること。
- (2) 校内でチケットや物品類を販売したり、金銭の徴収、カンパ等はしないこと。特別の事情がある場合は、担任、顧問その他関係職員の指導を受け、生徒指導部に届け出て許可を受けること。
- (3) 許可なく業者等から寄付・広告料を集めることは禁止する。
- (4) 健康に留意し、学校で行う諸検査等は必ず受けること。もし、負傷、急病、その他身体に異常のある場合は、速やかに保健室へ申し出て、医師の診断を受けること。
- (5) その他、問題や悩み等自分一人で解決できないときは、教職員の誰にでも気軽に相談すること。